

「不動産のおとり広告に関する表示」等の運用基準

(昭和55年6月9日事務局長通達第9号)

公正取引委員会事務局長から各地方事務所長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛

公正取引委員会の決定に基づき、「不動産のおとり広告に関する表示」（昭和五十五年公正取引委員会告示第十四号）の運用基準を次のとおり定めたので、これによらるたい。

- 1 告示第一号の「取引の申出に係る不動産が存在しない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。
  - (1) 広告、ビラ等に表示した物件が広告、ビラ等に表示している所在地に存在しない場合
  - (2) 広告、ビラ等に表示している物件が実際に販売しようとする不動産とその内容、形態、取引条件等において同一性を認めがたい場合
- 2 告示第二号の「実際には取引の対象となり得ない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。
  - (1) 表示した物件が売却済の不動産又は処分を委託されていない他人の不動産である場合
  - (2) 表示した物件に重大な瑕疵があるため、そのままでは当該物件が取引することができないものであることが明らかな場合(当該物件に瑕疵があること及びその内容が明瞭に記載されている場合を除く。)
- 3 告示第三号の「実際には取引する意思がない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。
  - (1) 顧客に対し、広告、ビラ等に表示した物件に合理的な理由がないのに案内することを拒否する場合
  - (2) 表示した物件に関する難点をことさらに指摘する等して当該物件の取引に応ずることなく顧客に他の物件を勧める場合